

# 青森県報

第二千七百十二号

平成十八年  
十二月一日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

救急病院の廃止……………(医療業務課) ……一  
保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(三八地域  
県民局) ……四  
県有地の売却に係る一般競争入札……………(教育庁  
学校施設課) ……四  
右 同……………(同) ……五  
右 同……………(同) ……六  
右 同……………(同) ……六  
出先機関……………(同) ……六

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域  
県民局) ……七  
道路の位置の指定……………(同) ……七  
右 同……………(十和田県土  
整備事務所) ……七  
教育委員会……………(職員福利課) ……八  
公印の作成及び廃止……………(職員福利課) ……八  
公安委員会……………(会計課) ……八  
電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……八

## 告 示

青森県告示第八百七十二号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回の申出があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなる。

平成十八年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	撤回年月日
公立金木病院	五所川原市金木町菅原一九	平成十九年一月一日

青森県告示第八百七十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十八年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十八年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、二三〇・六七
岩木川下流	"	四〇八・六七
岩木川上流	"	一、〇七七・九六

青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川
"	"	"	"	"	"	土砂流出防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一四〇・二六	二八・〇七	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇五・三五	一六七・五三	一五四・七三	八九七・二一	六三八・六七	五九八・七二	一一三・六〇	八八一・一一	一、〇五六・九五	七五二・四〇	七五五・四九	六八二・九六	五七八・〇一

上北郡 おいらせ町 (平成十八年三月一日合併前の 百石町の区域に限る。)	三沢市	上北郡 横浜町	上北郡 六ヶ所村	上北郡 野辺地町	下北郡 大間町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前 のむつ市の区域に限る。)	下北郡 東通村	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併 前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前 の木造町の区域に限る。)	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
"	"	"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"
四・八〇	一〇・一五	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・二〇	六・二〇	六・一四	〇・一八	九六・六八	九六・四〇	一・一四	七七・九五	二二・四四	一四九・四六

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	北津軽郡鶴田町	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の車力村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の森田村の区域に限る。)	深浦町 (平成十七年三月三十一日合併前の岩崎村の区域に限る。)	深浦町 (平成十七年三月三十一日合併前の深浦町の区域に限る。)	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市 (平成十七年三月三十一日合併前の八戸市の区域に限る。)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	防風保安林	"
三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	〇・〇二	三・二八	一五・六〇	五五・七〇	六九・一六	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六

上北郡東北町 (平成十七年三月三十一日合併前の東北町の区域に限る。)	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前の脇野沢村の区域に限る。)	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前の川内町の区域に限る。)	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市 (平成十七年四月一日合併前の青森市の区域に限る。)	東津軽郡外ヶ浜町 (平成十七年三月二十八日合併前の三厩村の区域に限る。)	北津軽郡中泊町 (平成十七年三月二十八日合併前の中里町の区域に限る。)	上北郡おいらせ町 (平成十八年三月一日合併前の百石町の区域に限る。)	十和田市 (平成十七年一月一日合併前の十和田市の区域に限る。)	三沢市	上北郡東北町 (平成十七年三月三十一日合併前の上北町の区域に限る。)	上北郡七戸町 (平成十七年三月三十一日合併前の七戸町の区域に限る。)	上北郡横浜町
"	"	"	"	"	"	"	千害防備保安林	"	"	"	"	"	"
〇・三八	四・九一	二五・九四	三・六〇	五一・九二	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇

上北郡七戸町 (平成十七年三月三十一日合併 前の七戸町の区域に限る。)	"	二・八〇
十和田市 (平成十七年一月一日合併前の 十和田市の区域に限る。)	"	一・七八
三沢市	"	三・二六
上北郡六ヶ所村	"	三九・三三
三戸郡階上町	"	二・〇一
三戸郡三戸町	"	四・三一
南部町 (平成十八年一月一日合併前の 福地村の区域に限る。)	"	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五五・六二
南部地区	"	八八・八八

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社下田組
- 二 代表者の氏名 下田 巧

- 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目二四の一五
  - 四 許可番号 青森県知事許可(特 一三)第一〇〇〇号
  - 五 取消年月日 平成十八年十一月十七日
  - 六 取消しに係る建設業の許可 土木、とび・土工、ほ装、塗装工事業に係る特定建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実 平成十八年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 県有地の売却に係る一般競争入札
- 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。
- 平成十八年十二月一日
- 青森県知事 三 村 申 吾

所在地	地目	地積
青森市八重田三丁目六七の九	宅地	二六三・〇九平方メートル

- 二 予定価格 七百四十七万円
- 三 入札に参加する者に必要な資格 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 四 売却する物件を示す場所 青森市八重田三丁目六七の九
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所 青森市新町二丁目三の一 青森県教育庁学校施設課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁会議室（青森県警察本部庁舎六階）

2 日時

平成十八年十二月十二日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十二月十二日午前十一時から、青森市八重田三丁目六七の九において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

五所川原市字烏森三九の九	所在地	宅地	地目	地積
				六六〇・二六平方メートル

二 予定価格

千二百五十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

五所川原市字烏森三九の九

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課

五所川原市字中平井町三の三

青森県立五所川原高等学校

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

五所川原市字中平井町三の三

青森県立五所川原高等学校会議室

2 日時

平成十八年十二月十三日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十二月十三日午前十一時から、五所川原市字烏森三九の九において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
むつ市桜木町一九四の三	宅 地	三五三・五二平方メートル

- 二 予定価格

二百八十三万円

- 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 四 売却する物件を示す場所

むつ市桜木町一九四の三

- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課

むつ市大字大湊字大近川四四の八四

青森県立大湊高等学校

- 六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市大字大湊字大近川四四の八四

青森県立大湊高等学校会議室

2 日時

平成十八年十二月十四日 午後一時三十分

- 七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

- 八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

- 九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

- 十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十二月十四日午前十一時から、むつ市桜木町一九四の三において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市南郷区大字市野沢字松内場五〇の一〇	宅 地	三八一・四一平方メートル

- 二 予定価格

五百五十一万円

- 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 四 売却する物件を示す場所

八戸市南郷区大字市野沢字松内場五〇の一〇

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課

八戸市南郷区大字市野沢字三合山八

青森県立南郷高等学校

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市南郷区大字市野沢字三合山八

青森県立南郷高等学校校研修室

2 日時

平成十八年十二月十五日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十二月十五日午前十一時から、八戸市南郷区大字市野沢字松内場五〇の一〇において現場説明を行う。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員（の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年十二月一日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
監 事	桜 庭 鉄 雄	弘前市大字大久保字宮本二五〇の六	平成 一八・九・一〇就任
"	菊 池 勲	大字岩賀二丁目五の一	"
"	鹿 内 臣 久	大字百田字岡本二八	"
"	阿 保 勇	大字撫牛子二丁目一の七	一八・九・九退任
"	齊 藤 嘉 四 郎	大字清野袋一丁目五の一	"
"	鹿 内 臣 久	大字百田字岡本二八	"

中南地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、中南地域県民局地域整備部及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月一日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
黒石市八甲三四の一、三五 の一、三四の一、地先及び三 五の一、地先	一四三・五三メー トル	六・〇〇メートル	平成 一八・一・二四

十和田県土木整備事務所告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月一日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市大字三本木字下平 一四三の一、二八五の一の 一部(一四三の一(地先))	七六・八一メートル	六・〇〇メートル	平成 一八・二・八



### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十三号

平成十八年十一月三十日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十八年十二月一日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程(昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号)第九条の規定により告示する。

平成十八年十二月一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
青森県教育庁中南 教育事務所長印 	青森県教育庁中南 教育事務所長印 

### 公 安 委 員 会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十二月一日

青森県警察本部長 坂 明

#### 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における初期設定及び納入・撤去費を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等五百二十一台及びソフトウェア

#### 二 賃貸借期間

平成十九年二月一日から平成二十四年一月三十一日(ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある)

#### 三 設置場所

入札説明書による。

#### 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 想定する機器構成等に係る調書を青森県警察本部に提出し、受理された者であること。



五 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二二一（内線二二四三）

- 2 入札書の提出期限

平成十九年一月十八日 午後四時

- 3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 八階 第一会議室

平成十九年一月十九日 午前十時

- 六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第二項第二号の規定により免除とする。

- 七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- 八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

- 九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 十 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 2 想定する機器構成等

- (一) 入札への参加を希望する者は、想定する機器構成等に係る調書に係る書類を添え、平成十九年一月五日までに青森県警察本部へ提出することとし、当該調書等の内容に関する説明を求められた場合、これに応じることとする。また、当該調書等の内容の変更を求められた場合にも、同様に応じなければならないこととする。

なお、当該調書等の書式及び提出先については、入札説明書による。

- (二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、入札に参加することができないものとする。

- (三) 青森県警察本部では、(一)の説明及び内容の変更等に応じない者の当該調書等は受理しないものとする。

- 3 落札対象

- 2 (一)の手続を経て、青森県警察本部に受理された当該調書等の内容に基づく入札書のみを落札対象とする。

- 4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札又は当該調書等の内容を偽った者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

- 6 契約金額

落札価格をもって平成十八年度の契約金額とする。ただし、平成十九年度から平成二十二年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額とし、平成二十三年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) 521 Personal Computers and Computer Softwares

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:  
4:00 P. M. January 18, 2007

3 Contact point for the notice:  
Supply Section  
Finance Division,  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shimmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211 (EXT. 2243)

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭